

○亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱

平成17年1月11日

告示第43号

改正 平成26年3月28日告示第63号

(題名改称)

(目的)

第1条 この告示は、市民団体が自主的に実施する資源物の集団回収活動に対し、資源物集団回収活動報奨金（以下「報奨金」という。）及び加算金を交付することにより、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

(平26告示63・全改)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 自治会、婦人会、PTA等の地域住民で構成する団体で、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体をいう。
- (2) 資源物 紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色の発泡スチロール製食品用トレイ、飲料用缶、廃食油、使用済小型電子機器で、資源として再生利用することができるものをいう。
- (3) 集団回収活動 市民団体が次条の規定により市に登録し、当該団体の構成員による資源物の回収を行う活動をいう。
- (4) 年間回収量 集団回収活動を行う期間（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。）における当該活動による資源物の回収量をいう。

(平26告示63・一部改正)

(登録等)

第3条 資源物の集団回収活動を行おうとする市民団体は、あらかじめ、資源物集団回収活動団体登録申請書（様式第1号）に当該団体の構成員の名簿（以下「名簿」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の交付を受けた市民団体（以下「登録団体」という。）は、登録した事項に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときは、資源物集団回収活動団体登録変更（廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(平26告示63・一部改正)

(登録の更新)

第4条 登録団体は、次年度もその活動を継続しようとする場合は、当該登録の期間が満了するまでに資源物集団回収活動団体登録更新届出書（様式第4号）に登録証及び名簿を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体の登録の更新を行い、登録証を返却するものとする。

(平26告示63・追加)

(報奨金)

第5条 市長は、資源回収物をその取扱業者に引き渡し、又は亀山市総合環境センターに直接搬入した登録団体に対して、報奨金を交付する。ただし、資源物のうち、飲料用缶、廃食油及び使用済小型電子機器については、亀山市総合環境センターに直接搬入した場合に限る。

2 報奨金の額は、資源物の重量1キログラム（1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）につきそれぞれ次の表に掲げる金額とする。

品目	金額
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色の発泡スチロール製食品用トレイ	4円
飲料用缶	7円
廃食油、使用済小型電子機器	20円

(平26告示63・旧第4条線下・一部改正)

(資源物回収実績報告書の提出)

第6条 報奨金の交付を受けようとする登録団体は、資源回収実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に前条に規定する引渡し又は搬入が明らかにできる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内の日に提出しなければならない。

区分	期間
4月から6月まで	7月1日から同月10日まで
7月から9月まで	10月1日から同月11日まで
10月から12月まで	1月4日から同月13日まで
1月から3月まで	4月1日から同月10日まで

(平26告示63・旧第5条線下・一部改正)

(報奨金の交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該登録団体に対し、報奨金を交付するものとする。

(平26告示63・旧第6条線下・一部改正)

(加算金の交付)

第8条 市長は、資源物のうち、紙類、金属類、ペットボトル及びペットボトルのふたを亀山市総合環境センターに直接搬入した登録団体に対し、前条の規定による報奨金の交付に合わせ、当該搬入した資源物の重量1キログラム(1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)につき3円を乗じて得た金額をセンター搬入加算金として交付する。

2 市長は、登録団体に対し、次の表の左欄に掲げる年間回収量に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を年間回収量加算金として交付する。

年間回収量	金額
10トン以上30トン未満	1万円
30トン以上50トン未満	3万円
50トン以上100トン未満	5万円
100トン以上	10万円

3 市長は、年間回収量が前年度と比べて5パーセント以上増加した登録団体に対し、増加した年間回収量1キログラム(1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)につき3円を乗じて得た金額を前年度対比加算金として交付する。

(平26告示63・全改)

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録団体から登録の廃止の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

(1) 市民団体に該当しなくなったとき。

(2) この告示の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により報奨金若しくは加算金の交付を受けようとし、若しくは受けたことが明らかになったとき。

(3) その他登録団体として不適当と認められる事実があったとき。

(平26告示63・追加)

(報奨金等の返還)

第10条 市長は、報奨金の交付を受けた市民団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該報奨金又は加算金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この告示の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により報奨金若しくは加算金の交付を受けたとき。

(2) その他登録団体として不適当と認められる事実があったとき。

(平26告示63・追加)

(報告及び調査)

第11条 市長は、報奨金及び加算金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、登録団体に対し、報告を求め、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

(平26告示63・追加)

(見直し)

第12条 市長は、平成26年4月1日から起算して5年ごとに、又は資源物の引取価格に著しい変動があった場合は随時に、この告示に定める資源物の範囲、報奨金の額等の見直しを行うものとする。

(平26告示63・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の亀山市再生資源集団回収報奨金等交付要綱(平成3年亀山市告示第14号)又は関町資源ごみ集団回収団体補助金交付要綱(平成5年関町要綱第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月28日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の亀山市再生資源集団回収報奨金等交付要綱(以下「旧要綱」という。)第3条及び第5条の規定によりなされた手続その他の行為に対する旧要綱の規定による報奨金及び結成助成金の交付については、なお従前の例による。

